平成２４年（フ）第８４２号
堺市西区浜寺石津町西４丁７番４号
債務者　豆田みほ栄
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８４８号
堺市南区新檜尾台３丁１番５―905号
債務者　薬師寺恭子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
新潟市北区白新町１丁目２番23号　長谷川アパート５号
債務者　廣田　義幸
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１７号
新潟市中央区信濃町４番19号　信濃町ハイツ205号、前住所東京都杉並区和泉１丁目40番13号　ベルプライムハイツ302
債務者　土岐　雄二
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２１号
新潟市西区寺尾朝日通５番２号　サンライズタウンＦ－５
債務者　本間　昌彦
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２５号
新潟市北区葛塚3147番地１　小川アパート２号、前住所新潟市北区葛塚3199番地２
債務者　関川　正秋
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３１号
新潟市中央区上近江２丁目９番19号　レジデンス近江201号、前住所新潟市東区江南５丁目２番地１　竹の原ハイツＢ202号
債務者　山田　陽一
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３８号
新潟市東区東明３丁目13番地23　セジュール東明Ａ―205号
債務者　西　　夏子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３９号
新潟市北区太田甲5787番地１、前住所新潟市中央区弁天橋通２丁目５番２―308号
債務者　伊藤　秋子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５１号
新潟市東区紫竹７丁目５番７号
債務者　長谷川靖雄
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５９８号
大阪府池田市鉢塚２丁目６番17号
債務者　牧村　壽子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６３３号
大阪市東住吉区杭全６丁目２番17―４Ｉ号、前住所堺市西区上野芝町５丁２番17号
債務者　倉瀬　幸男
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７１６号
大阪府交野市郡津３丁目71番15―305
債務者　青木英一郎
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７５８号
大阪府吹田市江坂町１丁目１番20号
債務者　鴫原　正道
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７６０号
大阪府東大阪市加納６丁目９番19号　メゾン・ド・リズ101号
債務者　小川　晃功
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７７０号
大阪市生野区小路東３丁目19番７号　ヴィクトワールシャーメゾン103号
債務者　井上　郁弥
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７８７号
大阪府吹田市豊津町12番19号
債務者　武笠　晃治
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８０３号
大阪府大東市北条３丁目２番28号　飯盛園７棟407
債務者　中井　正英
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部